

(6) 専門農協の現状と課題

農林中金総合研究所

若 林 剛 志

1 はじめに

専門農協という用語は、総合農協との対比で使うことが多いものの、その用語によって人々が思い描く個別農協像は異なる。

本稿の目的は、専門農協に関するこれまでの主要な議論を整理し、現状を概観し、その課題を提示することである。後述するように、専門農協は多様であり、現在それらは大きく9つに区分されている。このことから推察されるように、本来は各区分の組合についてその特徴なりを論じて課題認識に至ることが適当かもしれない。本稿では9つに区分されている専門農協の全てを、可能な範囲ではあるものの、敢えて総括的に論じることによって専門農協に通底する諸課題の一端を示したいと考えている。

2 専門農協の現状

1) 専門農協の概要

(1) 専門農協とは

まず専門農協という用語を定義しておく。

農林水産省では、農協の統計として「農業協同組合等現在数統計」「専門農協統計表」「総合農協統計表」を用意しており、そこでは総合農協を信用事業を行う農協と定義している。一方の専門農協については特段の定義はない¹⁾。しかしながら、農協には総合農協と専門農協のみが存在するので、専門農協は総合農協以外の全ての農協ということになる。すなわち、信用事業を行う農協以外が専門農協であると考えることができる。本稿ではこれを専門農協とみなす。

(2) 専門農協の区分

専門農協は、統計区分上9つに分けられている。それらは品目や事業内容を

考慮して区分されており、「一般」「畜産」「酪農」「養鶏」「牧野管理」「園芸特産」「農村工業」「農事放送」「その他」に区分される(表1)。

各区分に含まれる組合についてごく簡単に記述しておく²⁾。

「一般」に含まれる組合は、貯金を取り扱わないが総合農協のように複数の事業を行う組合が該当する。1995年からは信用事業を行わない開拓農協がこの区分に含まれている。「畜産」は、肉用牛や馬等を取り扱う組合が該当する。兎や山羊を扱う組合も事業を継続していればここに含まれる。「酪農」に含まれる組合は、もちろん酪農協である。酪農協の中には、かつて総合農協だったが信用事業を譲渡して専門農協となった組合が相当数存在する。「養鶏」は、主に肉用鶏や採卵鶏経営体を組合員とする養鶏農協である。養鶏農協も減少傾向にあるが、特に鶏卵販売農協の解散がこの区分の減少を速めている。「牧野管理」は、入会牧野の管理を行う組合である。「園芸」は、園芸品目を取り扱う農協であるが、その多くは茶農協である。「農村工業」は、味噌や醤油などを組合員向けに製造し、それを販売する等、農産品の加工、製造、販売を事業とする組合である。「農事放送」は有線放送電話事業を行っている組合のことである。一般加入電話の普及が不十分な時代に創設された例が多く、地域内の固定電話と回線を使った放送業務等を行っている。「その他」は、以上の区分に含まれない組合である。但し、畜産業のひとつである養蚕関連の事業を行う組合はここに含まれている。

実際の組合数では、「牧野管理」に区分される農協が最多で、東北地方に多く存在する。

また、専門農協には上述のように品目や事業内容を鑑みた9つの区分とともに、出資の有無に基づいた分け方がある。

2015年度の組合数は、それぞれ出資組合が875、非出資組合が792組合であった。同年度の総合農協の組合数は691であったから、総専門農協数はもちろんのこと、出資組合数でも非出資組合数でも専門農協が総合農協より多いことがわかる³⁾。

出資組合数を区分別にみると、「園芸特産」が227と最多である。非出資組合では、「牧野管理」が523で最多となっている。

直近の統計で、組合数が出資組合で875、非出資組合で792あるうち、統計

表 1 専門農協の組合数と経営数値報告組合数（2015 年度）

＜出資組合＞															(単位:組合)						
		専門農協区分																			
		一般農協	畜産	酪農	養鶏	牧野管理	園芸特産	農村工業	農事放送	その他	出資組合計										
全国		33	81	44	106	101	157	38	68	26	74	164	227	5	49	15	16	45	97	471	875
	うち最多農業地域	東北	東北	関東	近畿	東北	東海	北海道	東山	九州	東北・東海									-	224
		1	17	10	32	28	29	6	16	11	31	101	122	0	10	11	11	4	30		
＜非出資組合＞																					
		専門農協区分																			
		一般農協	畜産	酪農	養鶏	牧野管理	園芸特産	農村工業	農事放送	その他	非出資組合計										
全国		23	82	1	14	1	7	0	2	91	523	3	21	0	8	7	7	32	128	158	792
	うち最多農業地域	近畿	東山	北海道	東北・九州	東北	東山	北海道	近畿	東山	東北	北海道	近畿	東山	東北						
		12	23	0	5	1	3	0	1	80	428	1	15	0	6	5	5	25	60	83	473

出所：農林水産省「農業協同組合等現在数統計」「専門農協統計表」

注：1）各区分の右側の数字は組合数、左側の数字は数値報告組合数をあらわす。

2）「うち最多農業地域」は、各区分において組合数が最多となっている農業地域である。

法上の要請に応じて数値を報告している数は、出資組合で 471、非出資組合で 158 である。数値を報告している組合が組合数に占める割合は、出資組合で 54 %、非出資組合で 20%となっている。

この割合を区分別にみると、「農事放送」の報告割合が最も高い。「農事放送」に区分される組合は少ないものの、事業実態があること、放送法に基づいて事業が実施されており、公共的なインフラの一部を担っていることから報告割合が高いことが推察される。

(3) 専門農協数の推移と増減要因

図 1 は専門農協数の推移である。

専門農協、総合農協ともに経年的に減少していることが確認できる。専門農協数は 1954 年の 22,367 組合がピークであり、その後ほぼ一貫して減少しており、2016 年の専門農協数は 1,667 組合となっている。

図には掲載していないが、1958 年に最も多かった区分は「養蚕」、次いで「開拓」であった。これらの区分は既がない⁴⁾。1957 年の「第 9 次農業協同組合統計表（特殊単協の部）」によれば、「養蚕」は 8,850 組合（出資組合 161、非出資組合 8,689）、「開拓」は 5,052 組合（出資組合 2,269、非出資組合 2,783）あった。しかし、その後組合数は激減していく。統計から「養蚕」の区分がなくなる直前の 2002 年 3 月時点では 279 組合（出資組合 14、非出資組合 265）、

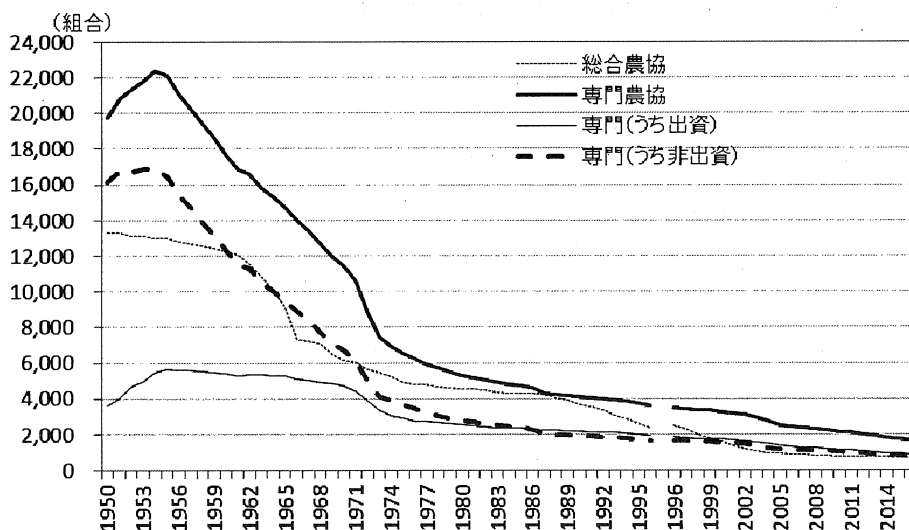


図1 専門農協数の推移

出所：農林水産省「農業協同組合等現在数統計」

注：1995年と1996年の間に断絶があるのは、統計の取り方に変更があったためである。

同様に「開拓」の区分がなくなる直前の1996年3月時点では310組合（出資組合183、非出資組合127）にそれぞれ減少していた。

表2は、専門農協数の増減要因を示したものである。統計上の連続性を考慮し、1995年から2015年までの21年間の組合数の増減要因を確認する。

表を確認する上で注意が必要なのは、この増減数が延べ数であることである。例えば期間中に、3回合併を経験している農協は3回分カウントされている。専門農協数と総合農協数の増減数を確認する場合は、図1を確認されたい。

さて、専門農協が減ってきた主な要因は普通解散と解散命令による解散であり、解散命令による解散が899組合と最も多い。一方、総合農協の減少要因は合併解散である。専門農協のうち出資組合については、普通解散が501と多いが、非出資組合では解散命令による解散が472組合で最多となっている。解散命令は1組合に対して1回発せられ、その後解散となることから、期間中に解散命令によって899の専門農協がなくなったことになる。

若林[8]でも言及されているように「養鶏」に区分される組合の減少要因は特徴的である。養鶏農協は合併による解散がなく、そのほとんどが普通解散または解散命令による解散である。生産資材調達および販売において総合農協が

表2 専門農協数の増減要因（1995年から2015年）

（単位：組合）

		総合農協	専門農協	うち出資組合	うち養鶏
増加	新設認可	14	35	34	4
	合併設立	366	19	19	0
	定款変更	32	84	84	3
	行政区域の変更	3	0	0	0
	計	415	138	137	7
減少	普通解散	54	787	501	62
	合併解散	2,297	189	172	0
	解散命令による解散	7	899	427	58
	定款変更	100	17	15	0
	その他	3	14	7	1
	計	2,461	1,906	1,122	121
増減		▲ 2,046	▲ 1,768	▲ 985	▲ 114

出所：農林水産省「農業協同組合等現在数統計」

注：組合数は延べ数である。

養鶏に関わる機会が少ないことが、このような特徴の生じる要因となっていると考えられる。

増加要因には新設認可、合併設立、定款変更および行政区域の変更の4区分がある。例えば専門農協の幾つかが合併することで合併組合が設立されれば新設認可または合併設立に区分される。

専門農協の増加要因の第1は定款変更である。定款変更による専門農協数の増加は全て出資組合の増加となっており、その数は84である。定款変更による増加の多くは、総合農協が信用事業をやめ、専門農協となったためであると推察される。

特に、専門農協数の増加の要因となった組合の区分は「酪農」であり、その数は73と全体の半数以上を占める。1県1酪農協を標榜し合併を続けていたことから新設認可および合併設立の数は24であり、定款変更による増加は49組合となっている。

（4）専門農協の組合員数と販売事業

表3は、専門農協と総合農協の組合員数の比較である。2015年度の総合農協の組合員数は約1,000万人であるが、専門農協の組合員数は約20万人である。

参考に、1956年度の組合数をみると、総合農協の組合員数が約700万人であったのに対して、専門農協のそれは約100万人であった。専門農協の組合員数

表3 専門農協と総合農協の組合員数等の比較

2015年度		(単位:人,戸,人/組合,戸/組合)						
		集計値				1組合あたり		
		総合 (A)	専門 (B)	(A)/ (B)	養鶏	総合	専門	養鶏
組合員数		10,370,172	194,918	53.2	1,653	15,117	310	44
正組合員		4,433,389	153,226	28.9	1,366	6,463	244	36
准組合員		5,936,783	41,692	142.4	287	8,654	66	8
正組合員戸数		3,770,762	120,026	31.4	1,094	5,497	191	29
准組合員戸数		4,813,905	39,738	121.1	243	7,017	63	6
常勤役員数		3,124	407	7.7	32	5	1	1
職員数		204,516	5,436	37.6	1,201	298	9	32
組合数		686	629	1.1	38	-	-	-
<参考>								
1956年度								
組合員数		6,993,438	1,007,036	6.9	24,048	601	89	204
正組合員		6,283,249	977,642	6.4	22,117	540	86	187
准組合員		710,189	29,394	24.2	1,931	61	3	16
組合数		11,638	11,310	1.0	118	-	-	-

出所：農林水産省「総合農協統計表」「専門農協統計表」

が減少し、総合農協の組合員数が増加していることから、1956年度と2015年度の専門農協と総合農協の組合員数の差は拡大した⁵⁾。

この差の拡大の要因として、専門農協が合併をあまり選択せず、主として解散により減少していること、専門農協が総合農協の一部となり吸収されたことが、この数値に反映されていると考えられる。

表4は、2015年度における専門農協と総合農協の販売・取扱高を比較したものである。

これを見ると、畜産物で専門農協の販売・取扱高が大きくなっており、鶏卵と鶏肉にかかる事業では、専門農協の数値が総合農協を上回っている。

しかし、この数字を見る場合には注意が必要である。例えば鶏卵は、専門農協が出荷・販売している中、総合農協では組合員が農協でなく連合会やその関係会社に直接出荷している場合があり、総合農協の販売・取扱高に計上されていない可能性がある。こうしたことが数値に反映されていることが推察される。

専門農協と総合農協との間で対比できる項目が少ない中、1956年度の販売・取扱高を確認すると、約60年前も畜産物において専門農協の販売・取扱高が総合農協の数値に近かったようである。

表4 専門農協と総合農協の品目別事業量の比較

2015年度				＜参考＞			
(単位:億円, %)				1956年度			
				(単位:億円)			
	総合 (A)	専門 (B)	(B)/(A) *100	総合	専門		
米	7,914	4	0.1	米	2,596	-	
野菜	13,684	291	2.1	青果物	215	園芸特産	65
果実	4,128	47	1.1				
茶	420	42	10.0				
花卉・花木	1,369	350	25.6				
生乳	4,853	2,034	41.9	畜産物	149	酪農	79
鶏卵	209	364	174.8			畜産	22
肉鶏	44	160	365.6			養鶏	20
肉牛	5,248	489	9.3				
肉豚	1,066	29	2.7				
販売・取扱高	45,349	4,537	10.0	販売・取扱高	4,101		-

出所：農林水産省「総合農協統計表」「専門農協統計表」

2) 専門農協の特徴

専門農協が持ついくつかの特徴のうち6つを取り上げる。

専門農協の特徴の第1は、もちろん専門性である⁶⁾。その専門性には品目と事業の2つの専門性がある。

品目の専門性は、特定品目への専門特化であり、例えば畜産農協では畜産物に特化し、それを専門的に取り扱っているということである。

事業の専門性は、特定事業への専門特化のことであり、例えば販売事業のみを行う等、事業を絞り込んでいることがそれに該当する。総合農協のように指導、販購買、利用、信用、共済といった事業を、全国どこの総合農協でも組合員に提供できる体制を整備している訳ではない。

第2は、同質性である。専門農協の組合員は、それぞれ同じ作目を栽培している場合が多い。例えば酪農協は酪農家の組合であるが、組合の定款に記された正組合員資格として、乳用牛の飼養頭数が要件となっていることが多く、一定程度の同質性を保っている。

第3の特徴は多様性である。専門農協は、総合農協以外の全ての農協が対象となっているからである。実際、専門農協は9つに区分されていることは既に述べた通りである。そして、概ね区分ごとに組合の沿革は異なる。例えば、かつては「開拓」として独立した区分となっていたが現在では「一般」に区分さ

れる開拓農協は、戦後開拓の中で設立され、「畜産」に区分される組合は戦前からの畜産組合の流れを汲んでおり、「園芸特産」に区分される茶農協は茶業組合を、組合数が激減し「その他」に区分されている養蚕農協は、戦前の養蚕組合を起源とするとしている⁷⁾。

第4に継続性である。これは組合として十分な事業上の継続性があるということではなく、むしろ総合農協と比べると継続性という点において脆弱であるということである。既に触れたように、専門農協は解散が多い。また、若林[8]が指摘しているように、1995年から2015年の間の養鶏農協の減少要因を確認すると、合併解散がなく、ほとんどが普通解散または解散命令による解散となっている⁸⁾。すなわち、これまでの専門農協を総合的に見ると、農協としての継続性は総合農協と比べ弱いと言わざるを得ない。

その他、かつて専門農協に関する議論がなされた1960年前後の特徴として成長性と広域性がある。これらをそれぞれ第5、第6の特徴としておく。

成長性について、専門農協が総合農協と対比的に議論された頃の園芸や畜産は特殊部門と呼ばれていたが、これらは選択的拡大の中で進展が望まれた部門であり、むしろ成長部門であった。従って、一部の成長が期待される品目を扱う専門農協においてこの特徴が該当したと言える。

広域性について、成長部門でもあった「園芸特産」や「畜産」に区分された専門農協の中には、総合農協よりも地区の広い組合があった。例えば、昭和の市町村大合併前の総合農協は、当時の市町村、現在の総合農協の支所を地区としていることが多かった。一方の専門農協の中には、より広域である郡を地区として活動していた専門農協があった。但し、養蚕農協や茶農協にしばしば見られるように、現在の総合農協の支所よりも狭い地区を組合の地区としている組合も多かった。

3 専門農協論

1) 専門農協の研究

次に、専門農協に関する研究の特徴について取り上げる。

第1の特徴は、研究対象である。専門農協には9つ区分があることを既に述べたが、そのうち「園芸特産」や「畜産」が研究の対象となった。

第2は、総合農協との対比である。専門農協のうち取り上げる対象となったのは「園芸特産」や「畜産」に区分される専門農協である。同区分の専門農協が扱う園芸品目の生産物や畜産物は成長が見込まれ、総合農協が扱い始めていたあるいは一層抜おうとしていた農産品であった。そのため、専門農協と総合農協に競合が生じることがあり、両者を比較しながら論じることが可能だった。そして、対比的に論じること、両者の特徴を浮き彫りにしつつ、専門農協と総合農協のどちらがいずれの点で優れているかを研究し、農協としてのあり方を問おうとしたと言える。従って、組合数は多かったものの、養蚕農協や開拓農協が取り上げられることはなかったのである。

専門農協について比較的活発に議論されたのは1960年前後である。その時の専門農協の論じられ方は次のようであった。専門農協が特定品目、例えばミカンを扱う中、ミカンの栽培が拡大し、それを栽培する総合農協の組合員が、総合農協にミカンを取扱うよう要望した。そこで問題となったのは、専門農協と総合農協のどちらがそれを扱うかということである。すなわち、専門農協と総合農協の両者の間に販売事業で競合関係が生じ、その時、組合の形態として専門農協であることと総合農協であることのいずれが良いかという議論が生じたのである。例えば愛媛県でミカンを取り扱っていた温泉青果農協や宇和青果農協と同じ地区内にある総合農協との競合関係が問題となった（農政調査委員会〔2〕）。

また、当時の専門農協が信用事業を兼営すべきか否かが論じられ、検討された。実際に専門農協の組合員からの要望により、信用事業兼営を望む組合があった⁹⁾。それは信用事業を行うことで組合員の利便性を向上させ、かつ組合の収支に貢献するだけでなく、収支の安定が専門分野を伸ばし、生産の高度化を進めることにつながることを期待されたからである¹⁰⁾。

2) 専門農協研究の論点

ここで、専門農協についてこれまでなされた議論を紹介する。

既存文献を概括すると、専門農協は、総合農協と専門農協の対比の中で論じられてきている。このことは上述したとおりである。すなわち、専門農協について単独で取り上げて論じた文献はとても少ないということである。専門農協を総合農協と対比しながら論じた文献のひとつに、農政調査委員会編〔3〕があ

る。1964年と古い文献ではあるが、専門農協についてまとまっている文献が少ないこと、同文献の出版当時が専門農協について盛んに論じられた時期であることから、同文献から論点を提示する。

なお、若林〔7〕は、本章第3節および第4節の基礎となっている文献であるが、若林〔7〕も農政調査委員会編〔3〕を参考にしながら論点を提示している。

さて、論点を提示する前に、比較対象について改めて示しておきたい。実は、総合農協と専門農協との間で比較できる対象品目は多くない。玉城〔6〕は、『総合農協と専門農協』といった場合の専門農協として、たとえば養蚕農協などを考えることはまずないといってよい。したがって、総合・専門といったときの専門農協とは、青果・畜産部門の販売組合である」と述べている。養蚕農協を取り上げて、総合農協の養蚕関連事業や部会と、あるいは農事放送農協を取り上げて、総合農協の農事放送事業と比べることはなく、青果・畜産を取り扱う一部の専門農協が総合農協との主たる比較対象となっている。そして、青果と畜産を取り扱う専門農協は、9つある区分のうち主として「畜産」「酪農」「養鶏」「園芸特産」の4つに区分される組合が該当する。

若林〔7〕の表2に専門農協に関する過去の論点がまとめられている(表5)。論点の基軸は、専門農協と総合農協のどちらがすぐれているかであり、それを念頭において議論がなされてきた。

論点は主として3点あげられおり、第1は「農業経営の専門分化、農業生産構造高度化への対応」であり、これらに対しより対応可能なのはどちらであるかが検討されている。具体例として、流通経費、生産合理化の可能性は、専門農協と総合農協のいずれにあるのかが議論された。

議論による検討の結果、明確な回答が提示された訳ではないが、専門農協により適正があるという意見が優勢であった。例えば、生産物の品質や価値を高めながら、一方で流通コストを削減するといったことに対応できるのは専門農協ではないかという意見がなされた。当時、一部の先進的な専門農協が技術員を置いて、生産指導を充実させており、それが生産物の品質や価値を高めることに貢献するという点が考慮され、意見が醸成されたと考えられる。

専門分化や高度化への対応については、品目を絞っているという点で、専門分化を図っている専門農協において特定品目に組合の資源を集中でき、かつ広

表5 専門農協研究の論点

農政調査委員会編(1964) による論点	農政調査委員会(1964) による論点	<参考>玉城(1967)による専門農協の 特質と強み・弱み
(論点1)農業経営の専門分化、農業生産 構造高度化への対応		
流通経費、生産合理化の可能性	市場適応機能	技術指導と販売に重点
	農協の近代性	
(論点2)専門農協と総合農協の強みと弱 み		
マーケティング		作目ごとの業種別組織であって機能集団
信用事業兼営	信用事業の問題	(強み)広域性
	販売事業単独経営の困難さ	(強み)特定作目の農家中心の同質的組合
外部資本に対する抵抗力		(弱み)外部資本や市場に対して従属的
		(弱み)経営内容が著しく弱体
(論点3)専門農協と総合農協の調整		
近代化資金等の配分		
(3段階全体としての)組織のあり方	論じる範囲	事業が自己完結型で、系統組織が未発達
(その他)	専門農協の排他性	組合員の同質性と集団の閉鎖性

資料 「総合農協と専門農協」,「専門農協と組合員」,玉城(1967)から筆者作成
(注) □を結ぶ線は、それぞれ類似した内容であることをあらわす。

出所：若林 [8] より転載

域性を持つため取扱量も多く、総合農協以上に合理化が可能であると指摘されている。

当時の総合農協は、定款上の地区がそれほど広域でなく、専門農協の一部に郡単位を地区とし、総合農協より広い地区をもつ組合があった。郡畜産農協のほか、ミカンを取り扱う専門農協の中には、郡を地区とし総合農協より広域で一定程度の取扱量を持ちながら、事業を展開していた例もあり、広域性を有していた。

また、生産構造の高度化にあわせて創設あるいは随時高度化していった組合は少ないのではないかという専門農協の適応力に対する意見への反論がある。上述した「先進的」という用語を念頭に置いて管見の限り知る専門農協を確認すると、ある点において先進的な組合、例えば最新の技術や設備を用いながら生産構造の高度化にとりくんでいるという点で先進的な組合が多くある訳ではない。知りうる専門農協全体を概観すれば、過去の歴史を引き継いでいるものが多くあると考える。例えば、小組合が寄り集まって共同選果組織をつくり、更にその集合体が専門農協となっていることがある。ミカンはこの例である。

養蚕も小組合から始まって、販購買や稚蚕飼育を協同で行うために養蚕組合を養蚕農協として創設する例が多い。もちろん、古くからの組織を基盤としつつ生産構造の高度化等に対応している組合もあるが、それが多数派であるとは言えないであろう。

論点の第2は、「専門農協と総合農協の強みと弱み」について議論されており、主に3点について議論が集中していた。

第1の点はマーケティングであり、これは専門農協の強みとして議論されてきた。青果等の品目の取扱いにおいて念頭に置かれている農協は、ミカン等の品目の取扱いでかなり力をつけた専門農協であり、そのことをもってマーケティングは専門農協の強みだと論じられた。

第2の点は、信用事業の兼営であり、これは信用事業を行っているが故に総合農協の強みだと論じられた。農政調査委員会編[3]においても「損をしている銀行はない」と指摘され、かつ信用事業が不要だとする総合農協はなく、一方の専門農協では信用事業兼営を要望した組合があることから、これは総合農協の強みだったのであらうと考えられた。

また、農政調査委員会編[3]の中で専門農協は、総合農協と比べて自らが必要なときに柔軟に投資することが困難なことから、「必要な調達が困難で『外部資本に対する抵抗力』が弱い」との指摘がある。これが第3の点である。固定比率の問題はさておき、専門農協は組合員にとって必要となる施設を整備するために、内部で集めた貯金等を運用するという選択肢をとることができず、外部から資金を調達せねばならなかった。そのことが外部に対し従属的な関係性を生じさせるという議論がなされた。

加えて、信用事業が実施されない中、「販売事業単独経営の困難さ」が指摘されている。専門農協の事業は販売事業に限られる訳ではないものの、販売事業を単独で経営する場合には、組合の経営が非常に困難であらうことが指摘されている。総合農協統計表を確認すると、総合農協の販売事業は継続的に赤字であり、専門農協だからといって販売事業だけで経営を継続できるとは限らず、困難であらうことが指摘されている。

論点の第3は「専門農協と総合農協の調整」である。

「取扱い品目の調整」に関して、愛媛県の例を次に示す。同じ地区に総合農協と専門農協があり、どちらがミカンを扱うかという問題があった。組合員の利益の観点からこのような議論が生じているが、愛媛県では専門農協と総合農協との間以上に、県レベルの青果連と総合農協系統の経済連との間での調整が必要となっていた。ミカンを取りまとめて流通させる機能をもっていたためであり、農協からの集荷と市場において競合が生じていたからである。両者間の調整は困難であったことから、県が調整に入り、1966年より「組織のあり方」として、青果物は専門農協系統が取り扱うこととなった（桐野編〔1〕）。

他県の例として、静岡県では戦後すぐに、ミカンの専門農協を創設しないことを決定した（静岡県柑橘販売農業協同組合連合会編〔5〕）。専門農協と総合農協の衝突の元となる調整が未然に行われていた訳であるが、一方で仮にある分野における強みが、総合農協以上に専門農協であるとすれば、その部分は十分に利活用できなかった可能性がある。

また、当時「近代化資金の配分が、どうも専門農協の組合員側に不利」だということが指摘されていた。これらも調整が必要な分野だったと考えられる。

このほか、専門農協は系統組織が脆弱だと指摘されている。組織の脆弱性は多方面に影響を及ぼすであろう。例えば、農協の地区を超える広域な範囲でこそ合理化が可能な流通あるいは加工関連設備とそれへの投資が農業生産構造の高度化に資するとすれば、連合会等の組織が必要となり、そのことが組合員に資することになるかもしれない。

組織整備という点では、これまでの歴史的な過程から酪農協で整備が進んでいる。しかし、その他の区分の専門農協は相対的に整備が不十分であり、各専門農協が単独で活動している例が多く見られる。例えば、養鶏農協の全国組織として日本養鶏農業協同組合連合会があり、飼料供給等で特色を出しているものの、会員となっている組合に限られており、系統立っているとは言い難い。

その他の論点として、専門農協には排他性があると指摘されていた。例えば、樹園地面積、肉用牛や乳用牛の飼養頭数、採卵鶏や肉用鶏の飼養羽数といった資格を満たす必要があり、たとえ優れた農業者であったとしても、資格を満たさない限り専門農協の組合員になることはできなかったことが排他的であると考えられていた。

4 過去の論点の有効性

前節で示したような論点が提示され、議論がなされてきた専門農協であるが、これらの論点が現在も有効か否か、引き続き議論すべきか否かについて考える必要がある。結論は、依然として一部の論点は残されており、特にマーケティングという論点は、議論がなされた 50 数年前と同様、現在においても有効な論点であると考ええる。

但し、50 数年という時間の経過は環境を大きく変化させていることには注意が必要である。ここでは 50 数年間の環境変化を 2 点あげる。

第 1 は、組合の合併である。総合農協においては、総合農協同士の合併により、その数は減少し、それとともに地区が拡大し、広域化している。広域性はかつて専門農協の強みとされたが、現在の総合農協の地区は、専門農協の地区を超える例も多い。確かに、酪農協では 1 県 1 酪農協を標榜し、方針を立てつつ酪農協の統合を進めているが、専門農協におけるこうした例は一部に限られている。

また、総合農協と専門農協の合併も多い。そのことによって専門農協が総合農協の一生産部会となってしまうことがある。すなわち、専門農協が総合農協の一部となり、特定の作目の栽培を行っていた専門農協の組合員は、それぞれ総合農協の生産部会員となる¹¹⁾。

太田原〔4〕は、総合農協と専門農協の「競合と対立」関係から、徐々に「協調と融合」という関係に変わってきたために競合や対立がなくなってきたことを指摘している。融合のひとつに合併があげられる。

第 2 は、信用事業に対する規制が一層強化されていること、信用事業兼営の費用が農協経営において無視できない費用となる場合があることである。後者の主な費用はシステム関係費用である。

前者について、信用事業を行うための一層の規制強化の中、信用事業兼営を望む専門農協はほとんどないを考える。例えば、2001 年の農協法改正において、信用事業を行う組合には 3 人以上の常勤理事を置き、そのうち 1 人以上を信用事業専任担当理事として置くことが義務付けられた。銀行にも設置義務がない中、農協法の下で設立されている専門農協が信用事業兼営を望むなら、これは通らねばならない道である。しかし実際には、ほとんどの専門農協がこの義務

化への対応をとることが困難であると考えられる。そして、このような義務化やシステム関係費用等の負担は、一部の総合農協においても生じており、信用事業兼営に終止符を打った組合もある。最近では下郷農協が、減損という会計上の処理方法や自己資本比率にかかる数値への対応といった規制の問題から、県信農連に信用事業を譲渡している¹²⁾。

こうした環境変化を踏まえ、かつての論点の現在における有効性を考察する。

第1の論点である「農業経営の専門分化、農業生産構造高度化への対応」における流通経費の引き下げや生産合理化に対応した組織構築については、引き続き論点の1つだと考えられる。第27回 JA 全国大会決議にも、生産資材価格の引き下げ、物流コストの低減、農業生産への新たな技術の導入による効率化や付加価値向上について述べられている。従って、引き続きこれは論点であると言えるであろうし、この点は総合農協のみならず、専門農協にとっても継続的な課題となっていると考える。

農業経営の専門分化については、専門農協においては品目や事業が絞られていることが多く、組合員の農業経営も専門分化が図られ、かつ専作化していることが多いと考える。専門農協は、分化した先の経営に引き続き高度に対応していくことが求められる。

一方の総合農協においても、多様な事業を兼営することによって、いわゆる範囲の経済が働くことに言及されることがある。複数の事業を行うことで費用を引き下げつつ、組合内部で事業別に職員等の資源を専門分化し、作目を絞った経営体の経営に資する対応をすることも可能であろう¹³⁾。引き続き、総合農協と専門農協の第1の論点は議論の対象となるであろう。

第2の論点である「専門農協と総合農協の強みと弱み」について論じる。50数年前、専門農協の強みとしてマーケティングが挙げられていた。販売経路、対象、販売の仕方等、多様な販売方法がある中、専門農協と総合農協のどちらがこの分野で専門性を発揮できるかという点は、引き続き論点の1つだと考える。

総合農協の強みであろうと言われていた信用事業兼営は、範囲の経済とマルチタスク問題という経済的問題と関係している。従って、信用事業に関わらず

多様な事業を総合的に行うことと、それぞれ専門的に資源を集中しながら行うことのいずれがよいのかという点は、依然残された論点だと考える。

但し、農協経営の安定のために信用事業を兼営した方がよいと言及されていた点は、現時点における論点として重要性が低下していると考ええる。既に述べたように、兼営が組合経営の安定に資するなら、専門農協によってそのメリットを享受することが検討されるがその兆候はなく、むしろ専門農協から見れば負担が大きいと感じられる状況であろう。

外部資本に対する抵抗力については、組織的な対応と資金制約の観点から検討する。組合が組合としての主体性を保ち続け、活動するという点では、引き続き論点として無視することはできないであろう。

組織的な対応という観点からは、専門農協はあまり系統立っているとは言えず、総合農協系統と比べこれは強みとはならないし、交渉事において強い力を発揮できるか否かは疑問である。

但し、専門農協の中でも酪農に区分される酪農協は例外的に系統組織が整備されている。酪農協は、酪農組合と呼ばれていた時代から、個別に販売事業を展開していたところ、政策的な動きによって少しずつ組織整備がなされてきた。同時に、酪農振興法が成立し、酪農団地がつくられていったように、酪農自体も集約化が進められるとともに、生乳処理工場の合理化、集約化も進んでいった。その過程で酪農家およびその団体である酪農協は、近隣工場と密接な関係をもつようになっている。

外部資本と密接な中、外部資本に対する抵抗力という点を乳価という側面から確認する。乳価交渉は全国 10 地区の、酪農協が主な出資者となる酪農協より広域の団体が指定生乳生産者団体として乳業会社と交渉してきており、酪農協は乳業会社と直接的な交渉を行っていない。そのため、取引乳価において酪農協は一定程度の抵抗力を持っていると言えるかもしれない。

組合の資金制約に起因する抵抗力について、「近代化資金の配分が、どうも専門農協の組合員側に不利」と指摘された時代からすれば緩和されていると考える。1953 年からは農林漁業金融公庫（現在の日本政策金融公庫）の資金が活用可能となり、必要な設備投資資金の供給経路が増加し、かつ近年は公庫単独

で融資が実行されることも多くなっているようであり、資金制約は緩和され、それに伴う抵抗力も強まっている可能性がある。

その他、「経営内容が著しく弱体」といった専門農協の脆弱性は、専門農協を総体としてみれば依然弱みの1つと考えられる。経営において安定的に収益を得られる部門が確立されている組合が多い訳ではないと考えるからである。先述した酪農は、生乳販売の手数料が組合収支の安定化につながる等、他の区分と比べれば安定的であると言えるかもしれない¹⁴⁾。専門農協の中には、販売以外にも複数の事業の実施による収入の確保、購買事業の手数料による経営の安定化、基金等の事務局を受託、あるいは自治体から指定管理を受託する等の対応をしながら、経営を維持している例もある。

第3の論点である「専門農協と総合農協の調整」は、大田原[4]が言及しているように、約50年前と比べれば、両者の間ですみ分けが進展している。加えて、専門農協と総合農協との合併により、競合関係がなくなり、調整の必要性がなくなってもいる。従って、論点としての重要性は、当時と比べれば低下していると考えられる。

農協の連合会レベルでは、総合農協が経済連や全農を利用するのか、専門連を利用するのかといった問題があったが、現在は決定的な問題は生じていない。専門農協が専門連の会員となっていたが、総合農協との合併により合併後の総合農協が専門連の会員となっている例も見受けられる。

5 専門農協の課題

専門農協を総体として把握することが難しい中、専門農協の課題を挙げる。専門農協の多様性を鑑みれば、例えば酪農協の課題とすることで、各区分の課題がより明確になることは疑いないように思える。しかし、品目別でなく農業全体に通底する課題もあるように、専門農協においても区分別でなく全体を通して見ることで、専門農協に通底する課題もあると考え、本稿では敢えて専門農協としての課題を挙げる。課題提示にあたっては、第2節で取り上げた特徴との関係を考慮するが、それぞれの特徴が組み合わさっていることを断っておきたい¹⁵⁾。

第1は主として専門性を念頭に置いた課題である。

専門農協は、品目または事業のいずれか、あるいはその両者について専門性を有している。しかし、専門性を有するが故に構造変化によって大きな影響を受けやすい。総合農協は合併により数を減らしながら、そして米麦を中心とした品目の取り扱いから他品目へ拡大しながら展開しているが、専門農協は、解散により歴史から消えさることも多く、養鶏なら養鶏に関連する事業に特化し続けている。かつて区分別組合数で最多であった養蚕を専門分野とする養蚕農協は激減し、激減の結果「養蚕」という統計上の区分も失われることとなった。

しかし、それでも専門農協の存在意義は専門であることであり、その点を活かし、かつ一層の強みとしていくことが求められよう。「牧野管理」や「農事放送」に区分される組合でも、専門性を発揮し、事業展開に創意工夫を重ねることが可能であるという点では、このことは一定程度当てはまるであろう。

また、酪農協や畜産農協の中には県一円を地区とする組合もあるが、総合農協と比べれば一組合当たりの組合員数は少なく、組合員の作目あるいは事業上の同質性も手伝って、組合員間の顔の見える関係性は継続している。こうした特性を活かしながら事業展開していくことが可能かもしれない。

第2は同質性を念頭に置いた課題である。専門農協は組合員が同じ作目を栽培している場合が多く、同質性を有している。そのことが排他性を生じさせる場合がある。例えば、酪農家は酪農家同士の結びつきが強いが、そうであるが故に他品目や異業種との関係性が薄く、酪農事業と関係する範囲に限られる等の問題が生じる可能性がある。

しかし、同じ作目を栽培しているという境遇は、協同の力を発揮する源泉となるなど有益な点も多いはずである。例えば、養鶏のうち採卵鶏業界では、遠距離の顧客からの引き合いに対し、顧客近隣の生産者や問屋を紹介することがしばしばある。鶏卵流通は合理化が進んでおり、遠距離輸送は費用面で合理的な選択とはなりえないからである。このように同質性を有する者が連携し、より一層の合理化を目指すことは可能であろう。

第3は主として継続性を念頭に置いた課題である。継続性については経営収支と組合員数に分けて考える。

事業継続のための収益稼得部門は必要である。2015年度の専門農協統計表を見ると、出資組合で損益の状況を回答した468組合のうち126組合が当期損失

金発生組合となっている。専門農協の中には、組合の剰余金をできる限り還元する組合もあるので、126の全ての組合経営の実態が必ずしも支出超過であるとは言い切れない。最近、ある専門農協が、資本の部に利益剰余金が蓄積されていたことから、それを取り崩し組合員に還元した。この組合は収益部門をもっており、継続性を担保するために資本の部を充実させ、事業の継続性が高いと考えられる専門農協のひとつであるが、不必要に利益剰余金を蓄積するより組合員への還元を重視した。専門農協ではこうした行動を選択することもあるのである。

また、組合員の要望等にあわせて事業継続のために成長性のある事業に取り込むことも求められるであろう。その手段は複合化でも生産事業以外への垂直統合的な事業拡大による多角化でもよい。

組合員数について、農協法上一定以上の組合員数がなければ農協としての存続は困難である。専門農協は解散が多く、その理由のひとつに組合員数の減少がある。

例えば、採卵鶏経営は最も進んだ農業経営のひとつである。農林業センサスによれば、組織経営体の比率が高く、単一経営における採卵鶏経営体のうち組織経営体の割合は32%と養豚に次いで高い。加えて畜産統計によれば、1955年に4,508千戸あった採卵鶏経営は、飼養対象が小家畜であること、施設内で鶏を飼養することができること、更には育種技術の進歩や経営可能な規模の拡大もあって、2017年には2.4千戸まで減少している。このような変化の中、養鶏農協は組合員数を維持できなくなり、その結果解散を選択する組合が複数出現してきた。

組合員数の減少という点では、他区分の専門農協でも生じているし、養鶏農協にみられる組合員数減少による解散は今後起こりうることである。これは収支の不安定性という意味での継続性の脆弱さとは異なる問題である¹⁶⁾。農業者が減少する中、総合農協は合併により1組合あたりの組合員数を増加させてきたが、専門農協では合併になじまない区分もあるし、組合員数は少ないながら特色を出して事業展開していこうとする組合もある。いずれの場合でも、人を中心とする組織である組合にとって、組合員数を一定程度維持することは不可欠であり、課題であろう。

6 おわりに

専門農協は多様で、全体として理解することは難しい。また、専門農協は総合農協のように全国ほぼくまなく存在している訳ではない。加えて、専門農協が総合農協と合併し、総合農協の中にその名残の一端を垣間見することも可能であるが、一方で解散によりその歴史に幕を閉じる場合も多い。こうした中、少ない例であるが専門農協にみられる興味深い例として3点あげて本章を締めくくりたい。

第1は、企業的経営体がけん引する専門農協である。一部の組合員が経営規模を拡大し、企業的に事業を展開しており、この組合員が専門農協を通じて資材を大量に調達することで、資材仕入価格が安価となり、それが組合内で共存する他の組合員に恩恵を与える。これに類似する例は、中国の農民專業合作社の中にも見受けられ、龍頭企業が主導して合作社の社員をけん引していく例がある。

但し、こうした例の懸念事項として、1人1票である組合でも、1人の利用高が圧倒的であれば、発言力が強まること等から組合統治上の問題が生じることがある。

第2は、組織形態の変更である。これは、専門農協でなくなることを意味する。例えば、農業者数が減少し、組合員数も減少するが、一方で組合の事業継続のためには組合の経営規模の拡大が要請される場合があり、組合員のみへの対応では事業継続が困難な場合がある。

最近の農協法改正で、農協が株式会社や社団法人に組織変更することが可能となった。実は、専門農協は、かねてより組合員数が農協法上の要件を満たさなくなる場合に、株式会社等の法人を設立し、組合は解散するが、事業は別組織に継承する等してきた。

また、組合員への供給のみでは成り立たない事業があり、かつ組合員以外にも供給先を拡大しなければ、結果として利用している組合員にも迷惑をかける場合、員外利用規制を考慮して、組合を解散して株式会社等の法人になる例もある。組合から別の組織形態への変更や事業の継承は今後も一定程度出現することが想定される。

最後に、専門農協と農業生産法人との連携である。組合員が農業をやめる際、組合が組合員から生産を依頼される話をしばしば耳にする。その場合に、地域の農業者が農事組合法人等の農業生産法人を設立し、そこが生産事業を担う。この法人の事業が一定程度拡大すれば、常勤雇用者も抱えることとなり、彼らは農業への従事日数が多いため、農協の正組合員として活動していくことが可能となる。すなわち、農業生産法人の事業展開とともに、農協組合員を増加させることが可能となるのである。

これは農協の展開方向によっては、ワーカーズコープのような形態をとることも考えられる。農協と農業生産法人との関係が密接であれば、ある時は農協の出資者としてふるまい、ある時は生産にかかわり、ある時は農協の諸業務に関わるのが一例である。

専門農協は多様であるので、その展開も多様であってしかるべきであろう。十分な把握がなされていない専門農協であるが、引き続き専門農協の動きには注目すべき点が多いと考える。

注

- 1) もちろん特段の定義がないだけであって、これまで専門農協は様々な定義されてきた。詳細は若林〔7〕を参照。
- 2) 専門農協統計表の例言にある各区分の説明も参照いただきたい。
- 3) 総合農協に非出資組合はない。組合員の貯金又は定期積金の受入れを事業として行う組合は、出資組合でなければならないからである。
- 4) 「養蚕」および「開拓」はかつて明示的に区分されていたが、現在は組合数の減少から、「養蚕」は「その他」に、「開拓」は一般に区分されている。
- 5) 既に述べたように、全ての専門農協が数値を報告している訳ではなく、この数値が報告した組合を集計した数値であることに注意する必要がある。
- 6) 専門性は特殊性と言い換えてもよい。かつて専門農協は特殊単協と呼ばれていたことがある。
- 7) もちろん異なる出自のものもあり多様である。例えば、A 畜産販売購買利用組合やB 酪農販売購買利用組合のように、産業組合の流れを汲むものもある。
- 8) 解散命令による解散は、事業実態がないことからそうなることが多いが、普通解散の場合は解散の決議を受けて解散することを選択しており、解散後は農協でない組織形態で存続している場合がある。C 養鶏農協が株式会社Cファームとして存続する例等であり、農協としての存続が困難となる、あるいは農協としての使命を終えた場合にこのような例が散見される。
- 9) 統計上、信用事業を行う組合を総合農協としたのは1995年である。その前は、信用事業を行っていないながら特殊性があるために当時の統計において専門農協とみなされていた組合もあった。例えば信用事業を行う酪農協があったが、酪農に特化しているという点で専門農協とみなされていた。また、文中で述べた温泉青果農協は、専門農協と総合農協の議論が盛んになる以前から信用事業を兼営していたが、議論が巻き起こった当時は園芸に特化していたため専門農協とみなされていた。

- 10) かつては規制金利下にあったため、一定程度利ザヤは見込めたこと、現在では信用事業を行うために担当役員を常勤させることとなっているが、当時はそうしたコストのかかる規制も少なかったことがある。しかし、信用事業兼営の専門農協からの要望は、県段階でほとんど認可されず、そのため信用事業における競合はほとんど生じなかった。
- 11) 専門農協の組合員であり、総合農協の組合員でもある生産者が多いため、特定作目の栽培においては専門農協の組合員から総合農協の一部会員となるとするのがより正確な表現である。
- 12) 同農協の信用事業譲渡については山浦 [9] が詳しい。
- 13) 一方で、複数の業務を与えると、長期的には非効率だが短期的に成果が出やすいものに資源を傾注させるマルチタスク問題が生じる可能性もある。
- 14) 酪農協が、組合員の減少対応や経営収支の改善に向けた努力や組織整備を行ってきたことは見過ごしてはならないことである。
- 15) 専門農協に多様性があり、多様な組合が混在していること自体は課題とは言えないので多様性という特質は除いて考える。また、広域性は専門農協に通底する課題でないことも多い。例えば「牧野管理」に区分される組合は、集落の入会管理が目的であり、広域化になじまない。規模や事業量の拡大、事業費用を削減するために合併を含む広域化を図ることは、経営継続のための手段のひとつである。また、生産者の減少とともに組合員数が減少していく中、広域的に活動しながら組合員数を維持していくことも経営継続のための手段のひとつであろう。

広域性という点では、専門農協以上に総合農協がそれに対処しているのが現状があり、専門農協はどちらかというと自己完結的に従来からの地区を変えずに事業展開している例が多い。もちろん、専門農協も広域化することが可能であるが、連合会との連携によって事業の補完を考えることもできる。例えば、「酪農」に区分される酪農協の連合会において、経営収支上一定程度以上の規模が求められる配合飼料の製造を行い、酪農協の組合員へ供給する例や、畜産関連の連合会において、専門農協組合員向けの素畜供給事業を行う例がある。どの範囲でどのように事業を行うか、その時最も適した事業体はいずれかをこれまで以上に考えていく必要があるかもしれない。

- 16) 「牧野管理」、「農村工業」、「農事放送」のそれぞれの区分に属す組合について若干補足する。「牧野管理」は地区内に入会牧野という資源があることが前提となる。従って、牧野が入会でなくなった場合や牧野そのものが失われた場合、その組合は目的を失うこととなる。組合員数は地区内居住者に限られることが多く、農業集落の総人口や総戸数が減少していることから、組合員数は減少傾向にある。「農村工業」は組合員から原料を調達し、それを加工した上で組合員に販売することが原則である。従って、販売が組合員向けであり、販売を拡大するには組合員を増加させる必要性に迫られるが、短期的に組合員を増やすことは難しく、むしろ減少傾向にある。また、不特定多数の者への販売も員外利用規制の問題があり、加工製造事業の継続性に問題が生じるというジレンマもある。「農事放送」は、元来通信インフラ整備の地域間格差を是正するために農事放送事業が実施され、その利用者を組合員として発展してきた専門農協である。既に有線無線に関わらず電話は普及している。農事放送農協が扱うのは有線放送電話であるから、その特徴を生かし、ケーブルテレビ等の配信により地域福祉に貢献している例もある。加えて、災害時にその威力を発揮する場合がある。大地震で停電したため電話が利用できなかった、豪雨で役場からの緊急放送が全く聞こえなかったといった声をしばしば耳にする。有線放送電話は基地局より給電されるので停電時でもつながり、農事放送が流れるスピーカーの音は、家屋内の電話の近隣に設置されているので、屋外音の影響を受ける割合が低く耳に入りやすい。こうした有益な側面もあるが、固定および移動通信電話、インターネットやテレビには他の供給者も多く、組合員数は減少傾向にある。

参考文献

- [1] 桐野忠兵衛編 (1968) 『愛媛県果樹園芸史』愛媛県青果農業協同組合連合会
- [2] 農政調査委員会 (1963) 『日本の農業—あすへの歩み—18 農業マーケティング』不二出版
- [3] 農政調査委員会編 (1964) 『総合農協と専門農協—調査と検討—』不二出版

- [4] 大田原高昭（1992）『系統再編と農協改革』農山漁村文化協会
- [5] 静岡県柑橘販売農業協同組合連合会編（1959）『静岡県柑橘史』静岡県柑橘販売農業協同組合連合会
- [6] 玉城昌幸（1967）『農協 5 つの問題』家の光協会
- [7] 若林剛志（2012）「専門農協論序説」『農林金融』65（2）, pp15-31.
- [8] 若林剛志（2016）「生産事業を行う肉用鶏専門農協」『農中総研調査と情報』53, pp8-9.
- [9] 山浦陽一（2016）「信用事業規制強化と中山間地域小規模農協の対応—90 年代後半以降の下郷農協の取り組みを事例に一」『協同組合研究』36（1）, pp85-92.

